

消費税転嫁対策特別措置法等の説明会の開催について  
(受講者募集のお知らせ)

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、平成25年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法の内容を多くの事業者や事業者団体の方々へ周知するため、香川県において次のとおり説明会を開催いたします。

なお、このたびの説明会では、高松国税局及び四国財務局からも、それぞれ消費税率の引上げに関連する所管法令・施策について説明していただきます。3省庁が消費税率の引上げに関連するそれぞれの所管業務について合同説明会を開催するのは、全国でも四国において初めての取組ですので、どうぞ御参加ください。

1. 開催日時・場所

日 時	場 所
平成26年2月25日(火) 【第一部(説明会)】 13:30~15:30	高松市サンポート3-33
【第二部(相談会)】 15:30~16:30	高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール

\* 全体の所要時間は変わりませんが、第一部を20分程度延長し、第二部をその分短縮する場合があります。

2. 開催内容

【第一部(説明会)】

○ 消費税転嫁対策特別措置法について(公正取引委員会より説明)

平成26年4月1日に消費税率が引き上げられることを踏まえ、平成25年10月1日に施行された消費税転嫁対策特別措置法について、同法の策定に直接関わっていた職員(現・公正取引委員会四国支所課長)が説明いたします。

○ 改正消費税法について(高松国税局より説明)

平成24年8月に消費税率の引上げを含む消費税法の改正が行われましたが、当該改正の内容について経過措置を中心に説明いたします。

○ 政府による経済対策について(四国財務局より説明)

当該消費税率の引上げによる景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げを図るため、政府は平成25年12月5日に「好循環実現のための経済対策」を閣議決定しましたが、当該経済対策の内容について説明いたします。

## 【第二部（相談会）】

消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている消費税の転嫁拒否行為（代金の減額、買ったたき等）でお悩みの事業者の方々を対象に、公正取引委員会の消費税転嫁対策担当職員が個別に相談に応じます。

- \* 相談会については、事前の申込みは不要です。  
相談に係る情報は厳守しますので、御安心ください。  
公正取引委員会への相談が不要な方は、第一部で終了です。

### 3. 申込方法

本説明会（第一部）の受講を希望される方は、公正取引委員会ウェブサイト (<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/13120301.html>) にアクセスし、必要事項を入力してください。

- \* 受講は無料です。  
定員に達し次第、申込みを締め切ります（定員100名）。  
当該ウェブサイトでは「1事業者・事業者団体につき2名までの申込み」としていますが、四国においては3名以上の申込みも可能です。

### 4. 団体の会合への講師派遣

各協同組合等の団体が実施する会合において、消費税転嫁対策特別措置法等の説明会や相談会の開催を希望される場合は、公正取引委員会等の職員を講師として派遣いたしますので、御気軽に御相談ください（無料です）。

#### （問い合わせ先）

香川県高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎6階  
公正取引委員会四国支所 消費税転嫁対策調査室 善本、原村  
電話 087-812-5760